

区立小学校校長が正規の手続を経ることなく執務の場所
を離れたことに対する給与及び旅費の支給について必要
な措置を講じることを求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

目

次

第 1	請求の受付	1
1	請求人	1
2	請求の提出	1
3	請求の内容	1
4	請求の要件審査	1 8
第 2	監査の実施	2 0
1	監査対象事項	2 0
2	監査対象局等	2 0
3	証拠の提出及び陳述等	2 0
第 3	監査の結果	2 1
1	確認した事実関係	2 1
2	監査対象局の説明	2 6
3	判断	2 9
4	結論	3 2

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求の提出

令和 7 年 9 月 19 日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

下記 2 点につき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により、事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

ア (略) 小学校校長 A (以下「A」という。) は、別紙「一覧表」記載の時間「B 区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程」に基づく正規の経路を経ることなく執務の場所を離れた。別紙「一覧表」記載の時間に対する給与・期末手当・勤勉手当の支給は、違法又は不当であるから、別紙「一覧表」記載の時間に相当する給与・期末手当・勤勉手当相当額の損害が、東京都に発生している。したがって、A の別紙「一覧表」記載の時間に相当する給与・期末手当・勤勉手当相当額を調査確定し、当該損害の補填のための必要な措置を講じることが請求する。

イ A は、別紙「一覧表」二重下線部分記載の行為につき、旅費請求をしているので、別紙「一覧表」二重下線部分記載の行為について旅費を支出したことにつき、別紙「一覧表」二重下線部分記載の行為に対する旅費相当額の損害が東京都に発生している。したがって、A の別紙「一覧表」二重下線部分記載の行為に対する旅費相当額を調査確定し、当該損害の補填のための必要な措置を講じることが請求する。

(2) 請求の理由

ア A について

A は、令和 3 年 4 月 1 日、(略) 小学校副校長から昇任する形で、(略) 小学校 (以下「当該校」という。) 校長として着任した。

A は、令和 7 年 4 月 1 日定期人事異動により、(略) 小学校の校長として異動し

た。Aが当該校の校長であった期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までである。

イ 違法・不当な財務会計行為の概要

(ア) 別紙「一覧表」の実証的根拠

別紙「一覧表」記載の行為は、いずれもAに係る令和3年度から令和6年度までにおける休暇・職免等処理簿に記載がない(資料3、資料6、資料9、資料12)。

Aは、令和3年度から令和6年度までの間に、別紙「一覧表」のとおり、B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(平成12年3月30日教委訓令甲第12号、以下「B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程」という。)第4条第3項に定める正規の手続を経ることなく、執務の場所を離れた。

別紙「一覧表」は、下記資料を基に作成している。

記

a 令和3年度

令和3年度当該校学校日誌(資料1)

令和3年度Aに係る旅行命令簿兼旅費請求内訳書(資料2)

令和3年度Aに係る休暇・職免等処理簿(資料3)

b 令和4年度

令和4年度当該校学校日誌(資料4)

令和4年度Aに係る旅行命令簿兼旅費請求内訳書(資料5)

令和4年度Aに係る休暇・職免等処理簿(資料6)

c 令和5年度

令和5年度当該校学校日誌(資料7)

令和5年度Aに係る旅行命令簿兼旅費請求内訳書(資料8)

令和5年度Aに係る休暇・職免等処理簿(資料9)

d 令和6年度

令和6年度当該校学校日誌(資料10)

令和6年度Aに係る旅行命令簿兼旅費請求内訳書(資料11)

令和6年度Aに係る休暇・職免等処理簿(資料12)

(イ) 別紙「一覧表」の表記方法

a 別紙「一覧表」記載の行為のうち、下線のないもの

別紙「一覧表」記載の行為のうち、下線のないものは、旅行命令簿兼旅費請求内訳書に記載がないので、学校日誌のとおり引用した(資料1、資料4、資料7、資料10)。

b 別紙「一覧表」記載の行為のうち、下線のあるもの

別紙「一覧表」記載の行為のうち、下線(単なる下線及び二重下線)のあるものは、旅行命令簿兼旅費請求内訳書に記載があるので、旅行命令簿兼旅費請求内訳書の表記のとおり引用した(資料2、資料5、資料8、資料11)。

なお、別紙「一覧表」記載の行為のうち、二重下線のあるものは、旅行命令簿兼旅費請求内訳書上、旅費が発生しているものである(資料2、資料5、資料8、資料11)。

ウ Aの給料・旅費等を東京都が負担する法的根拠

Aは、B区立小学校の校長である。市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号。以下「給与負担法」という。)第1条により「特別区」の「校長」の「給料、…通勤手当、…管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、…並びに旅費(都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。)(以下「給料その他の給与」という。)」は、「都道府県の負担」である。

B区には、令和3年度から令和6年度までの間、区費負担教職員の校長が存在しないので、Aは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第37条第1項に定める「県費負担教職員」である。

エ Aの「給与、勤務時間その他の勤務条件」及び「サービスの監督」

(ア) 地教行法

地教行法第42条第1項に基づき「県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件」は「都道府県の条例で定める。」。

地教行法第43条第1項に基づき「市町村委員会は、県費負担教職員のサービスを監督する。」。

同条第2項に基づき「県費負担教職員は、その職務を遂行するに当って、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規

則及び規程(前条又は次項の規定によって都道府県が制定する条例を含む。)に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」。

(イ) 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例

「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日条例第115号)」(以下「都教委事務処理特例条例」という。)第1条及び第2条は、「区市町村立学校の職員の給料、旅費(…)その他の給与(…)の支給」に関する「事務」を、「各区市」(第2条第3号イ)に委任する。

したがって、B「区市町村立の小学校…の校長」の「区市町村立学校の職員の給料、旅費(…)その他の給与(…)の支給」に関する「事務」につき、B区は、東京都教育委員会(以下「都教委」という。)から委任を受けている。

(ウ) 小括

Aは、県費負担教職員であるとともにB区立小学校の校長なので、地教行法第42条第1項、第43条第1項及び同条第2項の定めに従い、かつ都教委事務処理特例条例第1条及び第2条に基づき、B区が同人の「区市町村立学校の職員の給料、旅費(…)その他の給与(…)の支給」に関する「事務」を行う。

オ 職務専念義務免除と別紙「一覧表」記載の行為との関係

(ア) はじめに

別紙「一覧表」記載の行為は、いずれも執務の場所を離れるものではあるが、「(略) 教研」「小体研」など一応の正当性があるような用務が記載されているので、以下、地方公務員の職務専念義務と、例外的に執務の場所を離れることが認められる理由(職務専念義務免除)、及び職務専念義務免除に必要な手続を整理する。

(イ) 職務専念義務

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条は「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定める(職務専念義務)。B区立学校職員服務規程(平成12年3月30日教委訓令甲第9号)第9条は「職員は、勤務時間中みだりに執務の場所を離れてはならない。」と定める。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第4項によれば、小学校の

校長は「校務をつかさどり、所属職員を監督する。」ことが職務であるから、小学校の校長の「執務の場所」は、その所属する小学校である。

(ウ) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項による職務専念義務免除

教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない（教育公務員特例法第21条第1項）。教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる（教育公務員特例法第22条第2項）。

(エ) 職務専念義務免除の申請手続

a 「本属長の承認」を得る手続

B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程第4条第3項によれば、職務専念義務免除の承認を受けようとする学校教育職員、県費負担教職員、非常勤教職員及び会計年度任用講師は、B区立学校職員服務規程第8条第3項に規定する休暇・職免等処理簿によりあらかじめ承認権者に申請し、承認を受けなければならない（資料13、資料14）。

b 「承認権者」は誰か

B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程第3条によれば、「B区立学校の校長」に対して、職務専念義務免除の承認をする者は、「B区教育委員会教育長」である（資料13）。

c 「承認を受ける」手続

B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程第4条第3項により「専念義務免除の承認を受けようとする学校教育職員、県費負担教職員、…は、服務規程第8条第3項に規定する休暇・職免等処理簿によりあらかじめ承認権者に申請し、承認を受けなければならない。」（資料13、資料14）。

(オ) 職務専念義務免除手続に関する小括

以上の理由から、B区立小学校の校長が「勤務場所を離れて研修」を受ける場合は、休暇・職免等処理簿により、あらかじめB区教育委員会教育長に申請し、承認を受けなければならない。

カ 別紙「一覧表」記載の行為は法令に基づく正規の手続を経たか

(ア) 休暇・職免等処理簿への不記載

別紙「一覧表」記載の行為は、一切休暇・職免等処理簿に記載されていない(資料3、資料6、資料9、資料12)。

別紙「一覧表」記載の行為は、一切休暇・職免等処理をしていないので、全てが「勤務場所を離れ」ることにつき「あらかじめ承認権者に申請し、承認を受け」という正規の手続を経していない。

(イ) 改正教育公務員特例法に基づく記録の不存在

「教育公務員特例法及び教職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)」が成立し、令和4年5月18日に交付され、令和5年4月1日に施行された。

当該改正によって、教育公務員特例法第22条の5が新設された。教育公務員特例法第22条の5第1項により「公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は」文部科学省令で定めるところにより、「当該校長及び教員ごとに」、「研修等に関する記録」を「作成しなければならない。」ことになった。

請求人は、令和7年6月12日、Aの「任命権者」たる都教委に対し、対象情報を「令和5年度及び令和6年度当該校校長Aにかかる教育公務員特例法22条の5第1項に(ママ)及び同条第2項に基づく研修記録」として公文書情報提供サービスに申請をした(資料15)。

しかし、当該申請は「情報提供依頼のあった教育公務員特例法第22条の5第1項及び第2項に基づく公文書情報は、取得していないため、存在しません。」という理由で、令和7年6月18日、却下された(資料15)。

Aが研修を受けたのであれば、都教委が「研修等に関する記録」の作成を懈怠する理由はない。都教委が「研修等に関する記録」を作成していないことから、別紙「一覧表」記載の行為は、教育公務員特例法第22条第1項の「研修」にも当たらない。

なお、請求人は、対象情報を「令和5年度及び令和6年度当該校校長Aにかかる教育公務員特例法22条の5第1項に(ママ)及び同条第2項に基づく研修記録」とする情報公開請求を、B区教育委員会(以下「区教委」という。)に対しても行ったが、当該請求も「請求対象情報について、実施機関は作成又は取得していないため、当該情報は存在せず公開することができません。」という決定がなされた(資料16)。

キ 別紙「一覧表」記載の各行為時の「給与」、「期末手当」及び「勤勉手当」

(ア) 本来支給されるべき金額

地方公務員法第35条、B区立学校職員服務規程第9条、及び学校教育法第37条第4項によれば、B区立小学校の校長は「勤務時間中みだりに執務の場所を離れてはなら」ず、B区立学校職員服務規程第4条第3項に基づき「あらかじめ承認権者に申請し、承認を受け」という正規の手続を経てはじめて、教育公務員特例法第22条第2項に基づき職務専念義務が免除される。

Aは、別紙「一覧表」記載の行為時、休暇・職免等処理をしていないので、「執務の場所を離れ」ることが認められていない。Aが、別紙「一覧表」記載の行為時、「執務の場所を離れ」た事実が確認された場合、「執務の場所を離れ」た時間に相当する分の給与は減額しなければならない、期末手当及び勤勉手当の有無及び額も「執務の場所を離れ」た時間があることを基に算出しなければならない。

(イ) 東京都に発生した損害

Aに対しては、別紙「一覧表」記載の時間「執務の場所」にいたことを基に、学校職員の給与に関する条例(昭和31年9月29日条例第68号、以下「学校職員給与条例」という。)第3条に基づく給与、同条例第24条に基づく期末手当、及び同条例第24条の2に基づく勤勉手当を支給されている可能性が高い。

Aに対し、前段落記載の給与、期末手当及び勤勉手当の金額が支給されていた場合、別紙「一覧表」記載の行為時に「執務の場所を離れ」たことを基に算出した給与・期末手当及び勤勉手当の額との差につき、東京都に損害が発生している。

なお、別紙「一覧表」記載の行為のうち下線のないものは、旅行命令簿兼旅費請求内訳書に記載がされておらず、学校日誌にのみ記載されているから、B区教委が監督をすることがきわめて困難な状況で実行されたという悪質性がある。

(ウ) 求める措置

東京都には、Aに対し返納を求めるなど、同人が東京都に与えた損害を填補する措置を求める。

ク 別紙「一覧表」記載の行為に対する「旅費」の支出

(ア) はじめに

Aは、別紙「一覧表」記載の行為のうち、下線(単なる下線及び二重下線)の

あるものを、旅行命令簿兼旅費請求内訳書に記載した(資料2、資料5、資料8、資料11)。

Aにかかる令和3年度から令和7年度における旅行命令簿兼旅費請求内訳書によれば、別紙「一覧表」記載の行為のうち、二重下線部分には、「旅費」が請求されている(資料2、資料5、資料8、資料11)。

Aにかかる令和3年度から令和7年度における旅行命令簿兼旅費請求内訳書には、全て命令権者及び給与取扱者の捺印があるから(資料2、資料5、資料8、資料11)、別紙「一覧表」の行為の二重下線部分の全てに「旅費」が支給されている可能性がきわめて高い。

(イ) Aの「旅費」に関する根拠規程

a 地教行法第42条第1項

地教行法第42条第1項により「県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件」は「都道府県の条例で定める。」。

b 東京都教育関係職員の旅費支給規程

I B区立小学校校長への適用

東京都「教育関係職員の旅費支給規程(昭和48年6月30日教育委員会訓令第18号)」(以下「教育職員旅費支給規程」という。)第2条第3号により「区市町村立の小学校…の校長」は、教育職員旅費支給規程における「教育関係職員」である。

II 「旅行命令権者」は誰か

i 教育職員旅費支給規程第1条

教育職員旅費支給規程第1条は、「職員の旅費に関する条例(昭和26年東京都条例第76号。以下「旅費条例」という。)を準用し、旅費条例第2条第1項第4号は、「旅行命令権者」を「任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者」と定める。

ii 任命権者

地教行法第37条第1項により、「県費負担教職員」の「任命権は、都道府県教育委員会に属する。」。B区立小学校の校長の「任命権者」は、都教委である。

iii 任命権者の委任を受けた者

都教委事務処理特例条例第1条及び第2条は「区市町村立学校の職員

の給料、旅費(…)その他の給与(…)の支給」に関する「事務」を、「各区市」(第2条第3号イ)に委任する。

したがって、B「区市町村立の小学校…の校長」の「旅費」に関する「事務」につき、「任命権者」たる都教委の「委任を受けた者」は、B区である。

(ウ) 支給の可否

Aは、別紙「一覧表」記載の行為につき、休暇・職免等処理を一切していないので、「勤務の場所を離れ」ることにつき「あらかじめ承認権者に申請し、承認を受け」ていないから、そもそも「執務の場所を離れてはならない。」。

「執務の場所を離れてはならない。」にもかかわらず、「執務の場所を離れ」た行為に対して「旅費」を支給することは、違法又は不当である。

(エ) 東京都に発生した損害

東京都には、別紙「一覧表」二重下線部分の行為に対する「旅費」相当額の損害が発生している。

(オ) 求める措置

東京都には、対象職員にかかる別紙「一覧表」記載の行為のうち二重下線部分の行為に対する「旅費」相当額を確定の上、同人に返納させるなど東京都に与えた損害を填補する措置を求める。

ケ 令和6年11月29日外出の悪質性

(ア) 背景事情(令和4年度から令和6年度までの間に生じたいじめ重大事態)

a 令和4年度いじめ1号2号重大事態

請求人の長男((略)、以下「X」という。)は、令和4年度5月10日から6月10日までの間に当該校2年1組の児童らから集団でいじめを受けたことにより、同6月20日から不登校となり(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項第2号重大事態)、Xは、令和4年12月5日、心的外傷後ストレス障害の診断を受けた(以下「令和4年度いじめ1号2号重大事態」という。資料17、資料18)。

b 令和5年度いじめ1号2号重大事態

令和5年度6月9日ころ、当該校6年1組在籍の男子児童Cが、当該校6年1組に在籍する他の児童の暴行により骨折する1号重大事態が発生し(いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号)、後にCが不登校となった結果、

同法第28条第1項第2号に基づく重大事態にもなった(以下「令和5年度いじめ1号2号重大事態」という。)

c 令和6年度いじめ1号重大事態

令和6年度11月28日放課後遊びの時間、当該校校庭で、4年1組Dが、Eを引き倒した上、同人の背中、腰等を10回から15回に渡って足で踏み、止めに入ったFを引き倒した上、足で踏んで左鎖骨を骨折させたことにより、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に基づく重大事態となった(以下「令和6年度いじめ1号重大事態」という。)

d 各いじめ重大事態の存在及び内容

I 令和4年度いじめ1号2号重大事態

令和4年度8月、いじめ防止対策推進法第24条に基づき、B区教委が、当該校を支援して、同法第23条第1項及び第2項に基づく事実確認をし、Aが、令和4年度8月27日実施の2年1組保護者会(以下「8月27日保護者会」という。)で報告をした(資料17)。

当該報告内容は、令和4年度8月24日、当該校の校長室において、A及び副校長Gが、B区教委統括指導主事H及び同指導主事Iの立会いの下、X及びその両親(請求人を含む)に対して説明をした上、原稿の内容を確定し、請求人に対し原稿を手交したものである(資料17、以下、同原稿を「8月27日保護者会原稿」といい、同面談を「8月24日面談」という。)

II 令和6年度いじめ1号重大事態

令和6年度いじめ1号重大事態が発生した4年1組は、Xのクラスであり、Dを制止したのは4年1組の児童保護者であった。B区教委が当該校を支援して(いじめ防止対策推進法第24条)、当該校が事実確認の上(同法第23条第1項及び同条第2項)、令和6年度いじめ1号重大事態の存在及び概要を令和6年12月4日実施の4年1組保護者会で報告した(以下「令和6年12月4日保護者会」という。資料19)。

III 令和5年度いじめ1号2号重大事態

令和5年度いじめ1号2号重大事態の被害児童は、その妹(J)がXのクラスに在籍していた。令和6年12月4日保護者会において、令和5年度いじめ1号2号重大事態の被害児童(C)の母が、Jの母として挙手

の上、令和５年度いじめ１号２号重大事態を打ち明けた(資料１９)。

(イ) 令和６年度いじめ１号重大事態とＡの動向

ａ 令和６年度いじめ１号重大事態発生当日の動向

令和６年１１月２８日(木)、Ａは「１２：００～１７：００研究発表会境南小」に外出していた(資料１１)。当該外出は、休暇・職免等処理簿に記載がないので(資料１２)、Ａは「執務の場所を離れてはならな」かった。

令和６年度いじめ１号重大事態は、Ａが「執務の場所を離れて」いる間に発生した。

ｂ 令和６年度いじめ１号重大事態発生翌日の動向

令和６年度旅行命令簿兼旅費請求内訳書によれば、１１月２９日(金)、Ａが「１３：２０～１７：００校長研修東京日本橋タワー」に外出したことが記載されている(資料１１、以下当該記載に該当する外出を「令和６年１１月２９日外出」という。)。

令和６年１１月２９日外出は、休暇・職免等処理簿に記載がないので、Ａは「執務の場所を離れ」ることが認められるものではない。

ｃ 「１３：２０～１７：００校長研修」は実在するか

Ⅰ Ｂ区教委実施の研修の不存在

Ｂ区教委は、研修施設として(略)教育センターを有しているから、校長研修を東京日本橋タワーで行うことはない。

Ｂ区教委には「令和５年度及び令和６年度当該校校長Ａにかかる教育公務員特例法２２条の５第１項及び同条第２項に基づく研修記録」が存在しないことから(資料１６)、Ｂ区教委は令和６年１１月２９日に「東京日本橋タワー」で「校長研修」を実施していない。

Ⅱ 都教委実施の研修の不存在

都教委は、令和６年当時、区市町村立学校の校長研修を直接行っていない。

また、都教委には「令和５年度及び令和６年度(略)小学校校長Ａにかかる教育公務員特例法２２条の５第１項に(ママ)及び同条第２項に基づく研修記録」が存在しないことから(資料１５)、都教委は令和６年１１月２９日に「東京日本橋タワー」で「校長研修」を実施していない。

Ⅲ ＮＩＴＳ実施の研修の不存在

独立行政法人教職員支援機構(N I T S)ホームページ掲載の「令和6年度職階別中央研修実施要綱」によれば、令和6年11月29日に実施した校長研修はオンライン形式である(資料20-1、資料20-2)。

N I T Sは、令和6年11月29日に「東京日本橋タワー」で「校長研修」を実施していない。

IV 小括

以上のとおり、Aに係る令和6年度旅行命令簿兼旅費請求内訳書記載の「13:20～17:00校長研修東京日本橋タワー」については、B区教委、都教委、又はN I T Sのいずれも実施していない。

「13:20～17:00校長研修東京日本橋タワー」は、実在しなかった可能性がきわめて高い。

「13:20～17:00校長研修東京日本橋タワー」が実施されていなかった場合、Aが「13:20～17:00校長研修東京日本橋タワー」の用務に対する旅費504円を受領した行為につき①B区を被欺罔者、東京都を被害者として旅費を被害額とする詐欺罪が成立する上(刑法第246条第1項)、②旅行命令簿兼旅費請求内訳書(資料11)の作成につき虚偽公文書作成罪が成立するとともに(刑法第156条)、③旅行命令簿兼旅費請求内訳書(資料11)の提出につき同行使罪(刑法第158条)が成立し、②と③が牽連犯となった上、これと①とが牽連犯となる(刑法第54条第1項)。

コ 地方自治法第242条第2項ただし書「正当な理由」

地方自治法第242条第2項ただし書「正当な理由」があるときとは、当該行為がきわめて秘密裡に行われ、一年を経過した後はじめて明るみに出たような場合、あるいは天変地異等による交通途絶により請求期間を徒過した場合などのように、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したものについては、特に請求を認めるだけの相当な理由がある時を指すとされ、正当な理由の有無は、住民が相当の注意力をもって調査した時、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。

Aの休暇・職免等処理簿及び旅行命令簿兼旅費請求内訳書は、個人情報を除き、情報公開請求が可能であったから、請求人は、別紙「一覧表」記載の行為が秘密

裡に行われたという主張をするつもりはない。

しかし、Aが、正規の手続を経ずに「執務の場所を離れ」たこと、及び「旅費」を請求したことは、情報公開請求をし、対象情報が公開されてはじめて「知ることができ」るものである。

請求人が対象教員にかかる令和3年度から令和6年度までの旅行命令簿兼旅費請求内訳書、並びに令和3年度及び令和6年度の休暇職免等処理簿の情報公開決定を受けたのは、令和7年6月25日である(資料21、以下、同決定を「7情第43号決定」という。)。7情第43号決定によれば、公開された情報は「令和7年6月26日」になってはじめて「知ることができ」る。

本件措置請求は、令和7年6月26日から3か月以内に行われているから、「当該行為を知ることができた」と解されるときから相当の期間内に監査請求をした」といえる。

サ 結語

よって、請求の要旨記載の措置を求める。

(3) 関連事情

ア はじめに

別紙「一覧表」記載の用務のうち、都教委・B区教委職員へのヒアリングによって性質を判明させることが難しいものについて説明をした上、別紙「一覧表」記載の行為の調査方法について進言をする。

イ 令和4年8月26日「一水会」(別紙「一覧表」第2⑬)

(ア) 「東京都一水会」とは

東京都一水会ホームページ「代表の挨拶」によれば、「東京都一水会は、東京都の小学校の教員のうち、「東京都一水会」は、「東京都の教育を担う管理職や4級職教諭、主任教諭を育成することを大きな目標としています。」「昭和四十三年の結成以来、数々の先輩方から受け継いだ熱意ある研修を通して、その役割を果たしてきました。」とあり、トップページによれば、校長選考研修会・主幹教諭選考研修会などを行っている(資料22-1、資料22-2)。教員自身の昇任のための研修であるので、通常の間感をも有する一般的な教員は、休暇をとって出席する。Aが、学校日誌に「一水会」への出席を記載したのは、令和4年8月26日ただ一度である(資料1、資料4、資料7、資料10)。

(イ) 令和4年8月26日に関する背景事情

Aは、8月24日面談において確定した8月27日保護者会原稿とは別に、自身で書面を作成し(以下、同書面を「8月26日A配付書面」という。資料23)、8月26日職員朝会において全教職員に配布した後、午前9時から定例校長会のためにB区役所に外出し、「14:30 一水会ベルクラシック東京」に外出した(資料1)。

8月27日保護者会原稿には、「③学校の反省」として「5月19日の私の聞き取りの時点で、どんなことがあったのかという事実確認が丁寧にできていれば、その後の2件目、3件目も起こらなかったかもしれません」というAにきわめて不利益な情報があるが、8月26日A配付書面には当該情報はない。

Xは令和4年6月20日から一度も登校していないが(資料24)、8月26日A配付書面には、Xに対し「6月29日(水)K教諭が感想文を書くように声がけをする」「6月30日(木)校長が『じゃれてたんじゃない?』と言う」などの明らかに客観的事実と異なる記載がある(資料23)。

以上の事情から、Aは、令和4年度いじめ1号2号重大事態に関し、当該校の教職員から質問を受けることを回避する目的で、「14:30 一水会 ベルクラシック東京」に外出し、「執務の場所を離れ」た可能性が高い。

(ウ) 令和6年11月29日「13:20～17:00校長研修」の不開催

東京都一水会の「校長研修会」は、校長選考研修会の略なので、令和6年11月29日「13:20～17:00校長研修 東京日本橋タワー」は東京都一水会に関する記載ではない(資料22-3)。

東京都一水会は「研究会」の名目でも、令和6年11月29日に活動をしていない(資料22-4)

ウ 「全連小」

別紙「一覧表」第1⑩、第2⑭及び⑱、第3⑪及び⑳などにある「全連小」は、「全国47都道府県の小学校校長会の連合会」である(資料24-1)。

休暇・職免等処理簿によりあらかじめ承認権者に申請し、承認を受けたのであれば、「執務の場所」を離れることも許容されるだろうが、Aは、別紙「一覧表」記載の行為を一切休暇・職免等処理簿に記載していないので、「職場を離れ」ることは許容されない。

なお、「全連小」は、令和6年11月29日に「校長研修」を実施していない(資料24-2、資料24-3)。

エ 「小体研」

(ア) 前年度(令和4年度)比1.8倍増の理由

別紙「一覧表」記載の行為が、令和4年度の27件に比して、令和5年度には49件と1.8倍増した理由は、Aが、令和5年度から、東京都小学校体育研究会(略)になった影響が大きい(資料25-1・58頁、資料25-2・56頁)。

(イ) 「小体研」とは何か

「令和7年度東京都小学校体育連盟東京都小学校体育研究会資料」表紙及び同10頁「東京都小学校体育研究会会則」によれば、小体研とは、東京都小学校体育研究会の略である(以下「小体研」という。資料26)。東京都小学校体育研究会会則第2条によれば、東京都小学校体育研究会は、東京都における小学校の体育の振興をはかることを目的とする(小体研会則第1条、資料26)。

オ 調査方法に対する進言

(ア) 進言

別紙「一覧表」記載の行為について調査するにあたっては、Aの供述を軽々に信用せず、当該供述を裏付ける客観証拠の存在を確認することを求める。

(イ) 理由

Aは、本書面「(3) 関連事情」イ「(イ) 背景事情」記載のとおり、令和4年度いじめ1号2号重大事態に関し、B区教委が当該校を支援して行った調査結果(8月27日保護者会原稿、資料17)とは異なる書面(資料23)を作成して当該校職員に配布するなど、隠ぺいと評価し得る言動を多々積み重ねている。

(ウ) 調査事項に関する例示

たとえば、令和6年11月29日「13:20～17:00校長研修 東京日本橋タワー」の存否を確認するにあたっては、東京日本橋タワーに対し、令和6年11月29日「13:20～17:00」に「校長研修」が実施されたか、実施主体等を照会するなど、客観証拠の存在を確認することが必要である。

請求人が、令和7年9月18日、東京日本橋タワー(略)、資料27)に電話して、去年の秋に教員の研修が行われたかを聞いたところ、テナントが多いので不明だが、研修をするのであればベルサール東京日本橋であろうと教示された。

そこで、請求人が、ベルサール東京日本橋(略)に電話したところ(資料28)、

令和6年11月29日に学生向けの研修が行われたことは手帳に書かれてあるが、教員向けの研修が行われたことは書かれていない旨の回答を受けた(資料29、資料30)。

以上のとおり、令和6年11月29日「13:20～17:00校長研修 東京日本橋タワー」については、B区教委・都教委・東京都一水会・「全連小」のいずれも研修を実施していない。かつ東京日本橋タワーにあるベルサール東京日本橋にも該当する実施記録がない。Aの供述のみによって、令和6年11月29日「13:20～17:00校長研修 東京日本橋タワー」が実施されたことを認定することがあつてはならない。

(4) 別紙 一覧表 (略)

(5) 事実証明書

資料1	学校日誌 令和3年度
資料2	旅行命令簿兼旅費請求内訳書 令和3年度
資料3	休暇・職免等処理簿 令和3年度
資料4	学校日誌 令和4年度
資料5	旅行命令簿兼旅費請求内訳書 令和4年度
資料6	休暇・職免等処理簿 令和4年度
資料7	学校日誌 令和5年度
資料8	旅行命令簿兼旅費請求内訳書 令和5年度
資料9	休暇・職免等処理簿 令和5年度
資料10	学校日誌 令和6年度
資料11	旅行命令簿兼旅費請求内訳書 令和6年度
資料12	休暇・職免等処理簿 令和6年度
資料13	B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程
資料14	B区立学校職員服務規程
資料15	公文書情報提供サービス (教育委員会)
資料16	可否決定通知書
資料17	8月27日保護者会原稿
資料18	診断書
資料19	令和6年12月4日保護者会議事録

- 資料 2 0 - 1 N I T S のホームページをダウンロードしたもの
- 資料 2 0 - 2 令和 6 年度職階別中央研修 実施要綱
- 資料 2 1 可否決定通知書（7 情第 4 3 号）
- 資料 2 2 - 1 東京都一水会のホームページをダウンロードしたもの
- 資料 2 2 - 2 東京都一水会のホームページをダウンロードしたもの
- 資料 2 2 - 3 東京都一水会のホームページをダウンロードしたもの
- 資料 2 3 8 月 2 6 日 A 配付書面
- 資料 2 4 令和 4 年 5 月～7 月における X の出席簿
- 資料 2 5 - 1 令和 5 年度東京都小学校体育研究会研究集録
- 資料 2 5 - 2 令和 6 年度東京都小学校体育研究会研究集録表紙及び 5 6 頁
- 資料 2 6 令和 7 年度東京都小学校体育連盟東京都小学校体育研究会資料
- 資料 2 7 N A V I T I M E のホームページをプリントアウトしたもの
- 資料 2 8 ベルサール東京日本橋のホームページをプリントアウトしたもの
- 資料 2 9 請求人の iPhone の通話履歴のスクリーンショット
- 資料 3 0 反訳書
- 資料 3 1 令和 3 年度 B 区研修予定表

4 請求の要件審査

本件請求は、令和3年度から令和6年度までにおいて行われたAへの給与・期末手当・勤勉手当及び旅費（以下「給与等」という。）の支給に係る都の公金支出を対象としているものと解される。

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求期間について、法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするとはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないと定めている。令和6年9月18日以前に行われたAへの給与等の支給に係る都の公金の支出については、都の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を徒過している。

当該令和6年9月18日以前の都の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過した行為を請求の対象としていることについて、請求人は、その正当な理由として、支給の違法又は不当を基礎づける資料の情報公開請求をし、対象情報が公開されてはじめて知ることができるものであり、請求人が区から情報公開決定を受けたのは、令和7年6月25日であるから、その翌日から3か月以内に行われている本件請求は、「当該行為を知ることができた」と解されるときから相当の期間内に監査請求をした」といえると主張している。

この正当な理由について、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた」と解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであるとされている（最高裁判所平成14年9月12日判決）。また、地方公共団体の住民は、条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為の完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままでは相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当とされている（東京高等裁判所平成19年2月14日判決）。

この点、B区の開示状況を確認したところ、請求人が情報公開決定を受けた資料に

については、区教委等の実施機関が保有している時点から開示請求可能な資料であった。

そうすると、Aに対する令和3年度から令和6年度における給与等の支給のうち令和6年9月18日までに支給されたものについては、請求人が区に開示請求を行ったのが、令和7年5月29日であり、当該開示請求に最も近接した令和6年9月18日の支給からも8か月以上経過していることになるから、本件請求は、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたとはいえず、請求期限を徒過していることについて、「正当な理由」は認められない。このため、請求から1年を経過している令和6年9月18日以前に行われたAへの給与等の支給に係る都の公金の支出については、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

一方、Aに対する令和3年度から令和6年度における給与等の支給のうち、令和6年9月19日以降に支給されたものについては、都の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内のものであり、法第242条所定の要件を備えている。

したがって、令和6年9月19日以降に行われたAへの給与等の支給に係る都の公金支出について、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

Aへの給与等の支給について、その支給が適正に行われているかについて監査対象とする。

2 監査対象局等

教育庁を監査対象とした。

また、B区教委に対して法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係帳簿等の調査を令和7年10月23日に行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加の証拠を提出し、令和7年10月21日に、監査委員は、請求人及び監査対象局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき両者を立ち合わせ、請求人に対し、監査対象局職員の陳述に対する意見の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 確認した事実関係

(1) 区立小学校校長の給与等の支給及び服務監督に関する規定

ア 任命権者及び給与負担

区立小学校校長の任命権は、都道府県教育委員会に属している（地教行法第 3 7 条）。

また、給与負担法第 1 条において、区立小学校校長の給与及び旅費は都道府県の負担とされており、A も都が給与を負担する教職員（以下「都費負担教職員」という。）である。

イ 勤務条件及び事務処理の委任

区立小学校校長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、都の条例により定めることとなっている（地教行法第 4 2 条）。また、都は、都教委の権限に属する事務の一部を条例により、区が処理することができるとされており、区が処理する場合は、区教委が事務を管理し及び執行するものとされている（地教行法第 5 5 条第 1 項）。

これを受け、都は、都教委事務処理特例条例第 2 条第 3 号イに基づき、区立小学校校長の給与、旅費その他の給与の支給に関する事務について、都教委から区教委に委任し、区教委が当該事務を行っている。

ウ サービス監督

区立小学校校長のサービス監督については、区教委が行うこととなっている（地教行法第 4 3 条第 1 項）。また、区立小学校校長が職務を遂行するに当たっては、法令、都条例、区条例、都及び区の規則並びに区教委の定める教育委員会規則及び規程に従うこととなっており、区教委その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないとされている（地教行法第 4 3 条第 2 項）。このため、区立小学校校長に対する休暇及び職免の承認並びに旅行命令は区教委が行うこととなる。

エ 出張と旅行命令権者

都費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、都道府県の条例で定めることとされている（地教行法第 4 2 条第 1 項）。

この規定を受けて、旅費条例が制定され、同条例第 2 条第 1 項第 4 号において、

出張とは、「職員が公務のため一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行することをいう。」とされている。このように、出張とは職務を行うために勤務場所を離れることをいう。

旅行命令権者については、旅費条例に基づき、教育職員旅費支給規程が定められ、教育職員旅費支給規程第3条で用語の例は旅費条例の例によるとされている。旅費条例第2条第1項第4号では、任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者を旅行命令権者として定めている。都費負担教職員の任命権者は都教委であるが、旅費条例第2条第1項第4号において「旅行命令権者」を「任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者」と規定しており、上記イのとおり、都教委は事務処理を区教委へ委任しているから、旅行命令権者は区教委となる。

区教委に確認したところ、出張とは主に区校長会、区役所でのヒアリング、業務と直接関係する教員として能力の向上に資する研修等については、出張としているとのことであった。

オ 職務専念義務免除の取扱い

職務専念義務とは、地方公務員法第35条において、法律又は条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該普通地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事する義務をいい、この職務専念義務が免除される場合について、各特別区では職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(以下「区職免条例」という。)を定め、これに加えて、同条例では、特別区人事委員会が定める場合も職務専念義務免除ができることとなっている(区職免条例第2条第3号)。特別区人事委員会が定める場合として、同委員会は職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和53年特別区人事委員会規則第14号。以下「区職免規則」という。)が制定されている。このため、職務専念義務免除とは、区職免条例又は区職免規則に規定する「職務に専念する義務が免除される場合」に該当する場合に当該義務が免除されるものであり、その結果、執務の場所を離れることができるものである。職務専念義務免除に該当するものとしては、職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合や区教委では業務との関連性が薄い自己啓発に近い研修も、職務専念義務免除として扱っているとのことであった。

カ 給与等の支給

区教委は、承認した休暇及び職免の実績又は旅行命令の実績に基づいて、都費負担教職員の給与データを各月の締日までに入力する。入力された給与等データは都教委において支出決定され、都費負担教職員に給与等が支給される。

(2) Aの旅行命令及び旅費申請実績

令和6年9月19日以降に行われたAへの旅費の支給は、令和6年8月以降令和7年3月までの旅行が対象となっており、旅行命令及び旅費申請（以下「旅行命令等」という。）に基づき、令和6年10月15日から令和7年4月28日までの間、当該月の給与とともに、Aに支給された。

令和6年8月以降のAの旅行命令等の実績は表のとおりである。関係人調査では、区教委に対しAに命じた旅行用務の概要を聞き取るとともに、各旅行用務の開催の有無を開催通知書等で確認し、Aの参加の実績については、会議等の議事録及び報告書並びに区教委を通じてAの参加を現認した教職員がいたことの報告により、確認した。これらのことから、表の旅行命令等に係る出張命令簿兼旅費請求内訳書記載の旅行用務が、区職免条例及び区職免規則における職務専念義務免除をすることができる場合に該当せず、全て出張として認められる職務であること、Aが実際に出張していること、各出張の交通実費の金額に誤りもないことを確認した。

なお、Aの勤務時間については、8時10分から16時40分までであった。

表 確認対象旅行命令等一覧

旅費支給日	旅行月日	旅行時間	旅行先	交通実費
令和6年 10月15日	8月 2日	15:30～18:00	他区小学校	712円
	8月19日	8:00～12:00	他区小学校	893円
	8月22日	8:00～17:30	他区小学校	893円
	8月26日	9:30～12:30	区内施設	0円
	8月26日	13:30～16:30	区役所	0円
	8月28日	13:30～16:30	区内小学校	0円
11月15日	9月 3日	15:30～18:00	他区小学校	712円
	9月10日	15:30～18:00	他区小学校	712円
	9月11日	11:30～17:00	他市小学校	1168円

	9月12日	15:30～17:00	他区小学校	504円
	9月13日	9:00～12:00	区役所	0円
	9月17日	9:00～12:00	区内小学校	0円
	9月20日	8:45～12:00	区内小学校	0円
	9月26日	12:30～17:00	区内施設	0円
12月13日	10月2日	13:20～17:00	区内小学校	0円
	10月3日	14:30～15:30	区役所	0円
	10月3日	15:30～18:00	他区小学校	504円
	10月4日	9:20～12:00	区内小学校	0円
	10月8日	9:00～12:00	区内小学校	460円
	10月16日	12:30～17:00	区内小学校	630円
	10月17日	9:00～12:00	区内小学校	0円
	10月17日	15:30～18:00	他区小学校	712円
	10月18日	14:50～18:00	区内小学校	0円
	10月22日	9:00～12:00	区役所	0円
令和7年 1月15日	11月1日	9:30～12:00	区内小学校	0円
	11月5日	9:10～12:00	区内施設	0円
	11月6日	12:30～17:00	区内小学校	630円
	11月11日	12:30～17:00	他区小学校	900円
	11月12日	14:20～16:25	区役所	0円
	11月19日	9:00～12:00	区内小学校	0円
	11月22日	11:30～17:00	他区小学校	760円
	11月26日	12:00～17:00	他市小学校	712円
	11月28日	12:30～17:00	他区小学校	1046円
	11月29日	13:20～17:00	東京日本橋 タワー	504円
2月14日	12月5日	9:00～10:40	区役所	0円
	12月9日	11:00～17:00	他区小学校	1180円
	12月12日	15:30～17:30	区内中学校	0円
	12月13日	9:30～12:00	区内施設	0円

3月14日	1月10日	9 : 15 ~ 12 : 00	区内小学校	0円
	1月15日	11 : 15 ~ 17 : 00	他市小学校	712円
	1月17日	10 : 40 ~ 12 : 05	区内施設	0円
	1月17日	13 : 20 ~ 16 : 40	区役所	0円
	1月21日	9 : 00 ~ 12 : 00	区内小学校	0円
	1月23日	9 : 55 ~ 12 : 15	区内施設	0円
	1月23日	14 : 00 ~ 15 : 45	区内中学校	0円
	1月28日	9 : 00 ~ 12 : 00	区内小学校	0円
	1月29日	10 : 30 ~ 11 : 40	区役所	0円
	1月30日	12 : 40 ~ 17 : 20	区内小学校	0円
4月15日	2月4日	12 : 20 ~ 17 : 00	他市小学校	320円
	2月5日	15 : 00 ~ 17 : 00	区内小学校	0円
	2月6日	8 : 45 ~ 14 : 45	他市施設	0円
	2月7日	9 : 30 ~ 12 : 00	区内施設	0円
	2月10日	9 : 30 ~ 13 : 00	区内小学校	0円
	2月13日	9 : 10 ~ 12 : 00	区内小学校	0円
	2月14日	10 : 00 ~ 12 : 00	区内施設	0円
	2月20日	9 : 00 ~ 12 : 30	区内小学校	0円
	2月20日	13 : 00 ~ 17 : 00	区内小学校	0円
	2月21日	10 : 30 ~ 17 : 00	他区小学校	991円
	2月27日	15 : 00 ~ 17 : 00	区内小学校	0円
4月28日	3月4日	14 : 45 ~ 17 : 00	区内小学校	505円
	3月6日	8 : 50 ~ 12 : 20	他区施設	0円
	3月7日	15 : 30 ~ 17 : 00	区内小学校	0円
	3月10日	15 : 30 ~ 18 : 00	区内施設	0円
	3月11日	15 : 00 ~ 17 : 00	区内小学校	0円
	3月18日	9 : 30 ~ 12 : 00	区内中学校	0円
	3月19日	14 : 30 ~ 15 : 30	区役所	366円
	3月27日	9 : 00 ~ 12 : 00	区役所	0円

2 監査対象局の説明

令和7年10月21日に行った監査対象局職員の陳述の内容は、次のとおりであった。

(1) 本件請求の概要

令和7年9月19日付で提出された「東京都職員措置請求書」（以下「請求書」という。）において、請求人は、区立小学校長Aが、請求書別紙「一覧表」に記載の時間（期間は令和3年度から同6年度）に、「B区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程」に基づく職務免除の手続を経ることなく執務場所を離れたため、「一覧表」に記載の時間に対する給与等相当額の損害が都に発生しているとして、給与等の相当額を調査確定し、当該損害の補填のための必要な措置を講じることを請求している。

(2) Aに対する給与等の支出に係る法令等の定め

ア B区立小学校の校長の法的位置付け

B区立小学校の校長は、区の職員であるが、給与負担法第1条により、都費負担教職員とされている。

都費負担教職員の任命権は、地教行法第37条第1項により、都教委に存することとなっており、都教委は、B区立小学校の教職員の任免や異動等を行う権限を有している。

学校職員は、学校の管理者である区市町村教育委員会の管理権の下に職務に従事するものであり（地教行法第43条）、都費負担教職員も学校職員である以上当然に区市町村教育委員会の管理権の下に職務に従事するものである。

なお、都費負担教職員の任命権が都教委に属することについては、教職員の適正配置と人事の交流を図るとともに、任命権者と給与負担者を統一する趣旨に基づくものであって、任命権の所在にかかわらず、都費負担教職員の身分は区市町村に属している（地教行法第21条第1号）。

本件において、B区立小学校の校長の服務は、B区教委が監督することとされている（地教行法第43条第1項）。

イ 都費負担教職員に対する給与等の支給

給与負担法第1条によれば、都費負担教職員の給料その他の給与は、都の負担とされ、学校職員給与条例により期末手当及び勤勉手当を含む給与が、旅費条例により旅費が、それぞれ支給されている。

(ア) 給料、期末手当及び勤勉手当について

給料は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、学校職員給与条例に定める管理職手当、(略)、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとされ、公務について生じた実費の弁償は、給与に含まないとされている(学校職員給与条例第3条)。

期末手当は、6月1日及び12月1日(以下、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日の属する月の教育委員会が定める日に支給するものであり、その額は、職員の給与月額にその区分に応じて、学校職員給与条例に定める割合を乗じて得た額に、教育委員会が定める支給割合を乗じて得た額とする(学校職員給与条例第24条第1項及び第2項)。また、期末手当の支給に関し必要な事項については学校職員の期末手当に関する規則(昭和43年東京都教育委員会規則第42号。)により定められているが、支給割合については、支給期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合とされている(同規則第3条)。

勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の教育委員会が定める日に支給する。勤勉手当の額は、職員の給与月額に、学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年東京都教育委員会規則第16号。以下「学校職員勤勉手当規則」という。)で定める基準に従って教育委員会が定める支給割合を乗じて得た額とする(学校職員給与条例第24条の2第1項及び第2項)。また、勤勉手当の支給に関し必要な事項については、基準日までの期間のうちの勤務期間に応じて支給されることがとされている(学校職員勤勉手当規則第3条)。

(イ) 旅費について

旅費とは、公務のために旅行する職員(都費負担教職員を含む。以下同じ。)に対し支給されるものであり、職員が公務のため一時その在勤庁(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することを出張という(旅費条例第2条第4号及び第3条第1項)。

職員の旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われ、旅行命令権

者は、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる（旅費条例第4条第1項及び第2項）。

旅行命令権者は、旅行命令を発するに当たり、旅行命令簿に任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならないとされている。ただし、任命権者が定める出張を命じるとき又は旅行命令簿に当該事項の記載をするいとまがないときは、口頭により旅行命令を発することができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿等に、当該事項の記載又は記録をしなければならない（旅費条例第4条第4項）。

（ウ）小括

区市町村立学校の校長の旅費の支給については、前述の旅費条例に基づき、各命令権者が発した旅行命令のもと行われた出張に関し、都教委が支出するものである（手続については以下エで説明する。）。

旅費の支給の前提となる出張の取扱いについては、アで前述したとおり、そのサービスを監督する区市町村が行うものであって、Aの出張については、旅行命令権者であるB区教委教育長が命じたものと推察される。

エ Aに対する給与等の支給

給与等の支給に当たり、都教委に関する予算執行権限は教育長に委任されているが、都教委事務処理特例条例第2条により、給与負担法第1条の規定による区市町村立学校の職員の給料、旅費その他の給与の支給に関する事務は、区市町村が処理することとされている。

Aに係る給与等の支給に関する事務は、都教委事務処理特例条例に基づき、B区が処理を行い、都がこれに基づいて支出を行っており、その手続については次のとおりである。都教委は、区市町村教育委員会等が認定し、学校等各処理の締切日までに給与システムに入力したデータや金額に基づき、給与システムで計算処理を行い、都費負担教職員の給与等全体の支出額を決定している。また、本件給与等に関する支出については、総務部予算担当課長（令和6年度当時）が支出命令を発し、出納手続を経た上で、各職員の口座等に送金している。

（3）事実関係の説明

請求人が指摘するAの給与等の支出については、上記イに記載の条例及び規則等に基づき、B区教委が認定した都費負担教職員の給与等の総金額のデータを元

に、都教委が適正に執行したものである。

Aに対する給与等の支給が違法・不当な財務会計行為であるとする請求人の主張であるが、これらは、B区教委及び本件小学校における旅行命令や職務専念義務の免除手続等のサービスの取扱いにつき疑義があるとして主張しているものと思料する。

旅費の支給の前提となる旅行命令は、そもそもB区教委におけるサービスの管理に属するものであり、都教委においてその内容を了知しておらず、前述の支出命令において当該部分の是非の判断ができるものでもない。

(4) 結論

以上のとおり、本件給与等の支出に先行するB区教委の旅行命令は、都の財務会計上の行為ではなく、請求人の主張は、都教委の財務会計上の行為の違法性又は不当性を裏付けるものではなく、請求人の主張には理由がない。

3 判 断

本件請求において請求人は、Aが正規の手続を経ることなく執務の場所を離れたことに対する給与及び期末手当・勤勉手当並びに旅費の支給は違法・不当な支出であるとして、当該損害の補填のための必要な措置を講じることを求めているものと解される。

このことについて、前記確認した事実関係、監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

(1) 職務専念義務免除について

請求人は、出張を含めて、勤務時間中に執務の場所を離れる場合は、全て職務専念義務免除の手続が必要であると主張をしている。

この点、前記「1 確認した事実関係」のとおり、同じ執務の場所を離れる行為であっても、職務である出張と職務に専念する義務が免除される場合では制度が異なるから、出張に際して職務専念義務免除の承認を得る必要はない。

また、前記表の旅行命令等に係る出張命令簿兼旅費請求内訳書記載の旅行用務について、区職免条例及び区職免規則における職務専念義務免除をすることができる場合に該当する旅行用務がなく、全て出張として認められる職務であることを、区教委への調査により確認している。

したがって、Aは、表の旅行命令等に関し、出張として執務の場所を離れたも

のであり、職務専念義務免除の手続を経ていないことに、何らの問題はない。

(2) Aの出張の実態について

表の旅行命令等に係るAの出張命令簿兼旅費請求内訳書、学校日誌等を調査したところ、2点の不整合が見られた。1点目は、下記アのとおり、出張命令簿兼旅費請求内訳書に記載漏れ1件が認められたが、これは区役所への旅行用務で、区教委がAに行うヒアリングであり、旅行命令権者が了知した用務であることから、単なる記載漏れであると認められる。加えて、旅費が発生しない自転車による出張であり、旅費の金額として誤りはなく、給与等支給上の問題はなかった。2点目は、出張命令簿兼旅費請求内訳書と学校日誌の内容の齟齬が一部で見られたが、学校日誌の記載誤りであったことが出席依頼通知書の確認により認められた。

したがって、Aは表の全ての旅行用務について、前記1(2)のとおり、全て出張として認められる職務であること、Aが実際に出張していること、各出張の交通実費の金額に誤りもないことから、Aは正規の手続を行うことなく、職場を離れているとは認められず、Aに給与等の返還を求める必要はない。

また、請求人が請求書において齟齬を申し立てていることから特定の日の旅行命令等3件について詳述する。

ア 令和6年10月3日の出張について

請求人が主張するとおり、同日の出張命令簿兼旅費請求内訳書では、15時30分から18時00分まで、他区小学校へ出張が記載されている。しかし、同日の学校日誌には、14時30分に区役所へ出張しているとの記録となっている。

このことについて、区教委に確認したところ、14時30分に自身の所属する学校から区役所へ自転車で出張し、区役所の用務終了後に学校へ戻り、学校に自転車を置いてから、15時30分に他区小学校へ交通機関を使って、出張したとのことだった。

この説明について、区役所への旅行用務は区教委がAに行うヒアリングであり、Aに対する出張指示があったこと及び他区小学校への旅行用務は行事主催者の出席依頼通知があったことを確認した。また、いずれの用務にも、Aが出席していることを現認している教職員がいることを区教委を通じて確認した。

イ 令和6年11月11日の出張について

請求人が主張するとおり、学校日誌と出張命令簿兼旅費請求内訳書のAの出張

先の小学校名が異なっていた。

このことについて区教委に確認したところ、Aが出張命令簿兼旅費請求内訳書に記載した小学校が正しい出張先とのことだった。

この説明について、当日の旅行用務の出席依頼通知書において場所を確認したところ、Aが出張命令簿兼旅費請求内訳書に記載した小学校で該当の用務が開催されていることが確認できた。また、Aが出席していることを現認している教職員がいることを区教委を通じて確認した。

よって、同日の学校日誌の記載誤りであり、Aの出張命令簿兼旅費請求内訳書の記載に誤りはない。

ウ 令和6年11月29日の出張について

請求人は、令和6年11月29日における東京日本橋タワーで行われた校長研修は実在しなかった可能性が高く、Aは実在しない用務に対する旅費を受領した旨を主張する。

この日の、東京日本橋タワーで実施された校長研修について、開催通知を確認したところ、区立小学校長会研修部主催の研修会であり、出席依頼通知は区教委と連名で出されているものであった。

Aが参加したことについては、Aが出席していることを現認している教職員がいることを区教委を通じて確認した。よって出張命令簿兼旅費請求内訳書の記載に誤りはない。

なお、校長研修の概要は、以下のとおりであった。

(ア) 日時

令和6年11月29日（金） 14時30分から17時まで

(イ) 内容

「チームワークの考え方」

※学校においては組織力の強化が求められる中、企業が考えるチームワークのとらえ方について、その違いと共通点を学ぶ。

(ウ) 場所

東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー

4 結 論

前記「3 判断」のとおり、A に対して給与等の返還を必要とする事実は認められないから、区教委の旅行命令等に基づき、都教委が行った A に対する給与等の支給については、違法・不当な財務会計行為であるとは認められない。よって、A が正規の手続を経ることなく執務の場所を離れたことに対する給与及び期末手当・勤勉手当並びに旅費の支給は違法・不当な支出であるとする請求人の主張には、理由がない。